

管理者の専決処分事項に関する条例

平成27年2月20日条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、管理者がこれを専決処分することができる。

- (1) 訴訟物の価格が5,000,000円以下の訴訟及び不動産の管理上必要な訴訟の提起
- (2) 目的物の価格が5,000,000円以下の和解及び調停
- (3) 1件100,000円以内において法第243条の2第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること
- (4) 1件5,000,000円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること
- (5) 1件100,000円未満の権利放棄に関すること

附 則

この条例は公布の日から施行する。